

琴浦町建設工事成績評定要綱

(趣旨)

第1条 琴浦町が発注する建設工事に係る成績評定（以下「評定」という。）を行う場合について、その取り扱いに関し必要な事項を定める。

(評定の対象)

第2条 評定は、最終の契約金額が130万円以上の建設工事について行う。

- 2 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建築一式工事の評定は、原則として建築士に監理業務を委託した場合に行う。
- 3 次の工事については評定の対象外とする。
 - (1) 災害等で、緊急かつ迅速な対応が必要な緊急・応急工事
 - (2) 単独で契約する解体工事及び仮設物設置工事、軽微な維持修繕系の工事等
 - (3) 橋梁や機械・設備等の工場製作が主な工事
 - (4) 電気、ガス又は電話の引込工事
 - (5) 機器の納品、部品取替等が主な工事
 - (6) その他、工事の性質等により町長がその必要がないと認めるもの

(評定の時期)

第3条 監督員は工事が完成したとき、検査員は工事完成検査を実施したときに評定を行う。

- 2 完成検査の評定後は、速やかに町長に報告する。

(評定の結果通知)

第4条 工事成績評定の基準は下表のとおりとし、完成検査の評定後は、遅滞なく様式1により工事請負者に評定の結果を通知する。

評価	評 定 点	説 明
A	80点以上	他の模範となる優秀な工事
B	75点以上、80点未満	良好な工事
C	65点以上、75点未満	標準的な工事
D	60点以上、65点未満	改善すべき事項がある工事
E	50点以上 60点未満	改善すべき事項が多い工事
F	50点未満	不誠実な工事

- 2 評価Fと評定された工事請負者に対する不指名等の措置については別に定める。

(評定の修正)

第5条 前条の通知をした後、工事に瑕疵のあることの判明、その他当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

- 2 前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を様式2により工事請負者に通知する。

(説明請求)

第6条 第4条又は第5条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、様式3により評定の内容について説明を求めることができる。

(再説明請求)

第7条 前条の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して14日以内に、様式5により再説明を求めることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日以降に発注する建設工事から適用する。

様式 1

工 事 成 績 評 定 通 知 書

(株)

代表取締役 様

琴浦町建設工事請負契約約款第 3 1 条第 2 項及び建設工事成績評定要綱に基づき下記のとおり通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、この通知を受けた日から起算して 1 4 日 (休日を含む。) 以内に、説明請求書を担当課に提出して、説明を求めることができます。

年 月 日

鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万 5 9 1 番地 2
鳥取県東伯郡琴浦町長

工 事 名	
工 事 の 場 所	琴浦町 大字
工 期	年 月 日 から 年 月 日
請 負 金 額	金 円
実施完成年月日	年 月 日
検 査 年 月 日	年 月 日
評 定 点	点 (別添「項目別評定点」のとおり)

工事成績評定の基準

評価	評 定 点	説 明
A	8 0 点以上	他の模範となる優秀な工事
B	7 5 点以上、8 0 点未満	良好な工事
C	6 5 点以上、7 5 点未満	標準的な工事
D	6 0 点以上、6 5 点未満	改善すべき事項がある工事
E	5 0 点以上 6 0 点未満	改善すべき事項が多い工事
F	5 0 点未満	不誠実な工事

問合せ先 琴浦町 企画情報課 入札・検査係
〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町徳万 5 9 1 番地 2
T e l 0858-52-1708 F a x 0858-49-0000

工事成績評定通知書（修正）

(株)
代表取締役 様

平成 年 月 日付で通知した下記工事の評定通知書を修正したので、建設工事成績評定要綱に基づき下記のとおり通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、この通知を受けた日から起算して14日（休日を含む。）以内に、説明請求書を検査担当課に提出して、説明を求めることができます。

年 月 日

鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万591番地2
鳥取県東伯郡琴浦町長

工 事 名	
工 事 の 場 所	琴浦町 大字
工 期	年 月 日 から 年 月 日
請 負 金 額	金 円
実施完成年月日	年 月 日
検 査 年 月 日	年 月 日
評定点（修正前）	点
評定点（修正後）	点（別添「項目別評定点」のとおり）
修 正 の 理 由	

問合せ先 琴浦町 企画情報課 入札・検査係
〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町徳万591番地2
T e l 0858-52-1708 F a x 0858-49-0000

年 月 日

琴浦町長 様

請負人

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

印

工事成績評定に係る説明請求書

年 月 日付で通知のあった工事成績評定について、下記のとおり説明を請求します。

記

- 1 工 事 名
- 2 請求の理由

工事成績評定に係る説明書（回答）

(株)
代表取締役 様

年 月 日付で説明請求のありました評定内容について、下記のとおり回答します。
なお、この回答に疑問があるときは、この通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に、説明請求書を検査担当課に提出して、再説明を求めることができます。

年 月 日

鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万591番地2
鳥取県東伯郡琴浦町長

記

- 1 工事名
- 2 回 答

問合せ先 琴浦町 企画情報課 入札・検査係
〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町徳万591番地2
T e l 0858-52-1708 F a x 0858-49-0000

年 月 日

琴浦町長 様

請負人

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

印

工事成績評定に係る再説明請求書

年 月 日付で通知のあった工事成績評定について、下記のとおり再説明を請求します。

記

- 1 工 事 名
- 2 請求の理由

様式6

工事成績評定に係る再説明書（回答）

(株)
代表取締役 様

年 月 日付で再説明請求のありました評定内容について、下記のとおり回答します。

年 月 日

鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万591番地2
鳥取県東伯郡琴浦町長

記

- 1 工事名
- 2 回答

問合せ先 琴浦町 企画情報課 入札・検査係
〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町徳万591番地2
T e l 0858-52-1708 F a x 0858-49-0000